

令和6年度 本試験講評

1. 総 評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。しかし、総ページ数は50ページと例年に比べて少ないのが特徴的でした。その分、時間的にはある程度余裕をもって回答できたと思われます。

内容的には、基礎法学－標準、憲法－難、行政法－易、民法－難、商法－標準、多肢－標準（難問あり）、記述－標準（難問あり）、基礎知識－標準、といったところで全体的にはやや難しかったといえます。法令科目全体でみた場合、行政法が易しかった反面、憲法・民法が難しかったといえます。また、多肢や記述では、超難問（例えば、多肢・問題44夫婦同氏、記述・問題45先取特権など）も見られました。ただし、易しい問題、標準的な問題を得点できれば、合格点に達することはできるレベルの問題といえますから、いかに難しい問題に早く見切りをつけて、易しい問題、標準的な問題で確実に得点を重ねることができかどうか合否の分かれ目となります。基礎知識は、今年から出題が明記された諸法令からは2問（行政書士法・住民基本台帳法）でした。内容的には、一通り学習できていれば解答できるレベルです。例年通り易しかった文章理解（3問）、個人情報保護法（1問）と合わせて6問は容易に正解できる問題でした。あとは、他の一般知識・情報分野で何問ぐらい得点できるかですが、少なくとも9問中3問は得点したいところです。

合格ラインとしては、法令択一問題を25問正解で100点。多肢選択式を空欄8つ正解で16。記述式で28点。一般知識は9問正解で36点。合計180点。これが一般的な合格条件になるといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の13.98パーセントよりも低下し、10パーセント前後の合格率になるのではないかと予想します。

2. 法令・5肢択一式 やや難

【基礎法学】標準

標準的な問題でした。1問は得点したいところです。

問題1。「法治国」「法の支配」については、基礎法学の重要テーマでもありますし、空欄補充ですから、空欄オが分からなくても、空欄ウ・エを埋めて答えは出せるのではないかと思います。得点したい問題です。問題2は、訴訟の手續の原則に関する問題です。非訟事件手續が原則非公開であることがわかれば答えが出ます。ただ手續法は知らないと解けませんので、難易度としては標準的かやや難しい問題といえます。

【憲法】難

憲法は、人権から3問、統治から2問出題されました。人権では夫婦同氏制、インターネット

上のプライバシー権など、時事問題ともいえるような問題がありますが、統治では、選挙制度や国会議員の地位・特権に関する典型テーマからの問題でした。ただし、問われている知識は統治においても判例知識を問うていて、難問といえます。問題4・5の2問が正解できればよいでしょう。

人権3問(問題3～5)のうち、問題3は難問です。問題3。人格権と夫婦同氏制についての問題です。ホットなテーマですが、判旨の内容が細かく問われていますので難問です。問題4。インターネット上の検索サービスに関するプライバシー権に関する問題です。正解肢となる肢2は常識的に考えて誤りと判断したいところですが、肢1・3・4・5も比較的正誤判断が容易なので、正解したいところですが。問題5の教育に関する問題は、憲法の中でも一番易しい問題でした。確実に得点したい問題です。

統治2問(問題6・7)はいずれも難問です。問題6。選挙制度の形成に関する国会の裁量に関する問題です。あまりこのような観点から選挙制度を眺めることはないので、難問といえます。ただし、肢1の、参議院の選挙区選出議員に地域代表的な意義はない、という判例の趣旨を思い出せれば、肢1を正解することはできます。問題7。国会議員の地位・特権に関する問題ですが、正解肢となる肢4は、条文ではなく判例知識を問う問題のため、正誤判断のハードルは高いと思います。難問です。

【行政法】易

行政法は易しい問題が多く、17問の正解が合格ラインです。全問正解も可能です。

問題8～10の一般的な法理論。行政行為、行政立法、一般原則と典型テーマからの出題です。すべて正解したい問題です。問題8。行政行為に関する問題です。正解肢5の行政行為の瑕疵に関する基本知識です。無効となるには、原則として、重大かつ明白な瑕疵が必要ですが、課税処分のように明白性が不要になる場合もあるという知識で、容易に答えは出せます。問題9。行政立法に関する問題です。いずれも基本的な知識ですから、正解したい問題です。問題10。行政法に関する一般原則に関する判例問題です。長文の問題ですが、いずれも基本的な判例ばかりですので、以下に時間をかけずに正解するかが勝負の問題です。

問題11～13の行政手続法。行政手続法の適用関係、行政指導、聴聞、審査基準と処分基準。問題11が標準的な問題といえますが、問題12・13は易しい問題ですので、2問が正解したいところですが。問題11。行政手続法の適用に関する問題です。参照条文などもあり、長文問題ではありますが。また、正解肢5に関してもやや正誤判断に困るところですが、肢1～4は比較的正誤判断しやすく、難問とまではいなえない問題です。できれば正解したいところですが。問題12。行政指導の基本問題。確実に正解すべき問題です。問題13。審査基準と処分基準に関する問題。これも典型テーマですし、確実に正解したい問題です。

問題14・15の行政不服審査法。いずれも簡単な問題です。2問は正解したいところですが。問題14。審査請求に関する問題です。典型テーマで、かつ、短文問題ですので、1分程度で正解したい問題です。問題15。行政不服審査法の適用に関する問題です。特に難しい肢もなく、短文問題ですので、こちらも、短時間で正解したい問題です。」

問題16の行政不服審査法と行政事件訴訟法の比較問題。いずれも基本知識を問う肢ばかりで、正解したい問題です。

問題17～19の行政事件訴訟法。訴えの利益、判決、民衆訴訟・機関訴訟でした。問題19はやや細かい知識ですので、問題17・18の2問は正解したいところです。問題17。訴えの利益に関する判例問題。短文問題でもありますし、問われているのは訴えの利益に関する典型的な事例ばかりになりますから、確実に正解したい問題です。問題18。判決に関する問題です。典型テーマですし、ここも特に難しい肢はなく、正解したい問題です。問題19。民衆訴訟・機関訴訟に関する問題です。マイナーテーマですし、純粹に知っていれば解けるし、知らなければ解けないというところでもあります。また、この問題が合否に大きく影響するわけでもありませんので、正誤判断できなければ、早めに見切りをつけるべき問題といえます。

問題20～21の国家賠償法。いずれも国賠1条に関する問題でした。問題20は問われている知識は難問でした。問題21は基本ですので正解したいところです。1問は正解したいところです。問題20。国家賠償に関する問題です。すべての肢を正誤判断するのは難しいところがありますが、肢エの管理者も損害賠償の責任を負う、という知識は比較的簡単ですので、これが確実に「○」と判断できれば、それだけで肢1が正解となりますが、それが判断できないと、肢ア。イ・ウはやや細かい知識が問われていますので、迷うかもしれません。問題21。国賠1条に関する判例問題です。肢3にあるように、複数の公務員がかかわっていた場合の、求償債務については連帯債務になることは簡単な知識ですから、これは正解したい問題です。

問題22～24の地方自治。地方自治法ではありますが、事務、住民監査請求・住民訴訟、条例・規則と典型テーマでしたし、問われている内容も簡単でしたから、3問全問正解したいところです。問題22。問題22。正解となる肢1は自治事務、法定受託事務であることがわかれば容易に正解できます。問題23。住民監査請求・住民訴訟は毎年出題されている重要テーマです。正解肢5にあるように、住民訴訟が住民の公共団体に対する損害賠償ではないことを考えれば、これが誤りであることがわかります。そのほかの肢も簡単なもので、肢5が正解と分からなくても消去法でも答えの出せる問題といえます。問題24。条例・規則という自主立法権については地方自治法でも典型テーマです。正解肢4も基本知識ですので、正解したい問題です。

問題25・26の行政法総合問題。問題25。公立学校をめぐる裁判に関する判例問題です。判断に迷う肢ばかりで、やや難しい問題といえます。組合せ問題ということから、正誤判断できる肢が2つ、3つあれば、正解できますが、そうでなければ、早めに切り上げて、次に行く問題といえます。問題26。公文書管理法についての問題です。公文書管理法は、基礎知識での出題も考えられるところですが、行政法の問題として出題されました。正解肢2にある公文書管理法に罰則がないという知識は基本ですから、この問題は正解したい問題です。

【民法】難

民法は、例年に比べて難しい問題が多く、得点しにくい内容です。出題内容は、総則2問、物権2問、債権4問、家族法1問のオーソドックスな出題でしたが、問われているテーマがマイナーなところからの出題もあります（失踪宣告に関する問題27）。しかし、全体的には、テーマ自体は典型テーマでも、問われている内容が難しい問題が多いといえます。問題29。問題31の2問を確実に正解し、残りの7問中、何問上積みできるかが勝負です。できれば4問は正解したいところです。

問題27・28。総則は、失踪宣告と、取消・無効からの出題でした。制限行為能力者・意思

表示、代理、時効、という総則の4大テーマを外す出題となっています。難問ですので1問得点できればよいでしょう。問題27。失踪宣告に関する問題。正解肢1は失踪宣告の基本知識ですが、失踪宣告はマイナーなテーマのため学習をしていない受験生も多く、正答率は低くなると考えられます。問題28。無効・取消しの問題です。肢1は、善意の場合に現存利益の返還で足りるのか、足りないのか、という発展知識を問うもので、難しかったと思います。

問題29・30。物権。今年も2問の出題です。問題29の1問は得点したいところです。問題29。土地の相続に関する典型問題です。事案も典型的ですから、この問題は正解したいところです。問題30。抵当権に関する問題です。事例も少し複雑な問題です。肢5のように転貸賃料には物上代位権を行使できない、という基本的な肢もありますが、正誤判断に迷うものも多く難問といえます。

問題31～34。昨年に続き、債権からは4問出題されました。問題31は基本ですが、それ以外はいずれも難問です。問題31と、あと問題32～34のいずれか1問の合計2問正解したいところです。問題31。保証に関する問題です。条文知識ですし、正解したい問題です。問題32。売買契約を素材とした、横断的な知識を問う問題でした。難問です。特に正解となる肢5が、法人を絡めた問題となっており、ここが判断できないと、肢1～4が誤りであることを確定させて消去法で正解を出すこととなりますが、これらを確実に「×」と簡単に判断できる肢でもないので、難問であるといえます。問題32。問題33。組合に関する問題です。そもそも組合がマイナーテーマですので、学習していない受験生も多く、難問といえます。問題34。不法行為に関する問題です。条文問題ではなく、判例問題ですし、また、肢3・肢5のように正誤判断が微妙な肢もあり、難問です。正解できなくても問題ありません。

問題35。家族法からは、4年連続、相続からの出題でした。遺産分割に関する問題です。問われている知識は、判例の細かい知識を問うものもあり、難問です。分からなければ、時間をかけずに見切りをつけられるかどうか、という問題です。

【商法】標準

問題37以外は難問です。1問を確実に正解することが目標です。

問題36。商法。匿名組合の問題です。マイナーテーマで難問です。問題37。会社法では、株主の議決権は典型テーマですし、会社法では、この1問は確実に正解したい問題です。問題38は監査等委員会設置会社に関する問題です。ここまで手が回っていない受験生も多いのではないのでしょうか。難問です。問題39。株式交換に関する問題です。単純知識問題ではありますが、株式交換自体がマイナーテーマですので、知らなければ解けず、難問といえます。問題40。会社訴訟に関する問題です。知識的には細かいですが、肢1については、このなかでも比較的正誤判断ができる可能性が高いので、うまくいけば、この問題も正解したいところではあります。

3. 法令・多肢選択式 標準

多肢選択式は、問題41は空欄ア・イで悩むと思われ難問です。問題42はいずれも基本ですから、すべての空欄を埋めたいところです。問題43は空欄ウ・エ以外は埋めたいところです。で問題41は4点、問題42は8点、問題43は4点、合計16点は得点したいところです。

問題41は、非嫡出子の法定相続分の違憲判決を素材とする問題です。最重要判決ですが、空欄ア・イは「先例」としての「事実上の拘束性」というフレーズはなかなか出てこないところですので埋められなくても仕方ありません。ただし、空欄ウ・エは埋めたいところです。問題42は、土地収用に関する問題ですが、いずれも基本的な空欄です。空欄ア・イの「公用収用」「通常受ける」については、文脈や選択肢から、他に入るものがほとんど見当たらないので、簡単に埋められます。空欄ウ・エについても、文脈から挿入は容易です。問題43は、行政事件訴訟の実質的当事者訴訟についての問題です。実質的当事者訴訟に関する問題であることがわかれば、空欄アの「公法上の法律関係」は埋められます。肢ウの「現実の危険」がやや難しいです

4. 法令・記述式 標準

記述問題は、問題44・46は知識的には容易でしたが、書き方が少し難しかった問題でした。問題45は重箱の隅をつつくような知識を問う問題で、受験生にとっては超難問といえます。問題44で8～14点、問題45は0～4点、問題46は10～16点、30点程度得点できれば合格レベルといえる問題でした。

行政法の問題44。行政事件訴訟法からの出題です。「誰を被告として、どのような処分に対する取消訴訟を提起できるか。」です。まずは被告適格ですが、行政主体を相手に訴えるわけですから「国」が被告になることは書く必要があります。この点は、過去問でも問われているところです。8点の配点と予想します。ここは得点したいです。つぎに、取消訴訟の内容を答えるところですが、本問では、Aに対する免許処分と、Xに対する拒否処分しかなく、それぞれについて、原告適格があるかないかを考慮したうえで、どちらの処分に対する取消訴訟を提起できるかを考えます。ただ、本問では、どちらの処分に対しても原告適格が認められるとするのが判例ですから、免許処分の取消訴訟と、拒否処分の取消訴訟、いずれを書いても得点できると考えられます。免許処分に対する取消訴訟6点、拒否処分の取消訴訟6点と予想します。被告適格の8点と、免許処分、拒否処分、どちらかをかいて6点、合計14点は得点したいところです。

民法の問題45。物権から動産売買の先取特権に関する問題でした。超難問です。まずは、動産売買の先取特権自体が超マイナーなテーマですから、そもそも、先取特権の問題だということとむずびつかなかった方も多いのではないかと思います。「動産売買の先取特権」「他の一般債権者に優先して」「競売代金を受ける」といように、キーワードも多いので、得点自体が難しい問題といえます。考え方としては、問題文が「甲について」と問うていますから、「甲」という「物」に対する権利を思い起こし、「占有権なし」「所有権なし」「留置権なし」「抵当権なし」「質権なし」などなど、先取特権以外の物件を消していって、先取特権にたどり着くことは可能でした。とはいえ、過去問でも頻繁に問われるわけではないので、0点～4点程度得点できれば御の字です。

民法の問題46。債権者代位権に関する問題でした。特にひねりがあるわけではなく、ABCそれぞれの債権関係がつかめれば、満点も可能な問題といえます。あとは、「甲の所有権移転登記請求権」という言葉をそのまま2つ使ってしまうと、45字を超えてしまうので、どう省略するかについてはいろいろなパターンが考えられると思われます。「甲の」や「所有権」を省略したり、「登記請求」としてしまっても考えられます。あとは「〇〇請求権を保全するため」、「代位行使」ということがキーワードなので、これが書いてないと減点される可能性があります。問われ

ている知識は基本ですので、10点～16点は得点したいところです。満点も可能な問題といえます。

5. 基礎知識 標準

基礎知識は、政治2問、経済1問、社会2問、諸法令2問、情報4問、文章理解3問でした。諸法令2問は行政書士法、住民基本台帳法でしたが、基本問題で容易でした。個人情報保護法1問、文章理解3問も易しく、基準点となる6問の正解は容易な問題でした。そのほか、一般知識科目の5問は例年通り、時事問題も含めての出題でした。ただし、超難問と思われる問題はなく、常識的な観点から答えが推測できるものもあり、3問は得点したいところです。一般知識で2問。情報系で1問、合計3問は正解したいところです。

問題47・48。政治分野。問題47。政治一般に関する問題です。正解となる肢5がポピュリズムの説明でないことは容易にわかりますので、正解したい問題です。問題48は、いまホットな中東・パレスチナに関する問題です。これも正解となる肢5について、日本が仲介したというニュースなど聞いたことがない！ということで、誤りと推測できます。できれば正解したい問題です。

問題49。経済分野。外国為替に関する基本問題です。数字が多いので、その意味では骨が折れる問題ですが、正解肢となる肢2以外は、数字以外の要素で誤りと判断できるので、消去法で正解できる問題です。少し時間がかかるかもしれませんが、正解したい問題です。

問題50・51。社会分野。問題50。外国人に関する問題です。外国人は一般知識における重要テーマですが、問われている内容は細かく、比較的容易に判断できる肢エが正しい肢であることを足掛かりに、肢1 or 2に絞り込み、正答率を上げることはできるでしょう。問題51。ジェンダーに関する問題です。ホットなテーマですが、正解肢となる肢3は易しいですので、確実に正解したいところです。

問題52・53。行政書士業務に関連する諸法令分野。何問出題されるか、行政書士法以外のどの法令が出題されるか分からなかったところですが、今年は、行政書士法と住民基本台帳法の2問でした。問題52。行政書士法に関する問題ですが、いずれの選択肢も簡単でした。基礎知識の得点を確実にアップさせられる基本レベルの問題です。これからの行政書士法の学習は必須です。問題53。住民基本台帳法に関する出題でした。こちらも戸籍法と並んで予測できた出題になりました。問われている知識も極めて基本ですから、確実に得点したいところです。

問題54～57。情報系分野。問題54。デジタル環境での情報流通に関する用語問題。難しい用語はありませんが、知らないと解けない問題です。問題55。欧米の情報通信法制に関する問題。難問です。問題56。デジタル庁に関する問題です。デジタル庁は、一般知識分野の行政組織に関する知識としてはヤマでしたから、押さえているかたも多かったのではないのでしょうか。基本問題です。問題57。個人情報保護法からは1問でした。基本問題です。細かいところまで押さえる必要はないですが、あまり時間をかけず、基本的な知識を押さえている程度の学習で得点できるレベルです。得点したい問題です。

問題58～60。文章理解。例年通り、簡単な問題でした。空欄補充、並べ替え、脱文挿入という形式的も例年通り。いずれも短時間で正解できる問題です。3問全問正解したい問題です。

以上となります。